

平成26年度 第3回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成26年 6月17日 (火) 10時08分 ~ 11時55分
開催場所	関内中央ビル 10階大会議室
出席委員	佐土原委員 (会長)、奥委員 (副会長)、赤羽委員、菊本委員、後藤委員、津谷委員、中村委員、水野委員
欠席委員	池邊委員、岡部委員、小熊委員、木下委員、工藤委員、小堀委員、田中委員、葉山委員
開催形態	公開 (傍聴者 14人)
議 題	1 (仮称) 上郷開発事業に関する修正届について 2 株式会社NIPPO (仮称) 横浜第2リサイクルセンター新設事業計画段階配慮書について
決定事項	平成26年度第2回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
<p>議事</p> <p>1 平成26年度第2回横浜市環境影響評価審査会会議録確認</p> <p>【奥副会長】 4ページ中段の「これから方法書や準備書段階」の後に、「に」を入れてください。</p> <p>【佐土原会長】 他になれば、これで確定とさせていただきます。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) (仮称) 上郷開発事業に関する修正届について</p> <p>ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。</p> <p>イ 事業者説明資料について事業者が説明した。</p> <p>ウ 質疑</p> <p>なお、以下文中での略称は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年2月から平成20年3月にアセス手続きを行った計画→前計画 ・修正届添付資料に記載のある計画→新計画 ・(仮称) 上郷開発事業修正届添付資料に関する補足資料→事業者資料 ・(仮称) 上郷開発計画事業計画等修正届に関する検討事項等一覧→検討事項等一覧 ・横浜市環境影響評価条例→条例 <p>【赤羽委員】 事業者資料10ページの工事中の解析結果についてです。現況の制御ですと、環状4号線の内回り方向の容量が足りないため、上乘せされる工事用車両の分だけ状況が悪化するということで、工事用車両の運用を調整するとのことですが、例えば、現況で舞岡上郷線の方向にはまだ青時間に余裕がありますので、それを環状4号線の内回り方向に割り振っていただくことはひとつの方法かと思えます。それと、開発工事と左折専用車線増設の工事との関係はどうなっているのでしょうか。左折専用車線の工事を先行させれば、処理に余裕のある状態で、工事用車両を運行させることが可能になると思えます。</p> <p>【東急建設(株)】 市長意見 (平成19年11月受理) では、神奈中車庫前交差点の改良については、店舗施設の供用時までには実施することとされています。実際の改良までには、警察との協議や土地の確保、工事計画の策定等がありま</p>	

すので、現時点では決まっています。なるべく早くに工事計画を策定したいと考えておりますが、盛土搬入等の負荷がかかる時に、同時に改良を行うかどうかについては今後検討します。また、通勤用車両については、私どもから工事工程等の指示をし、調整したいと考えています。

【赤羽委員】 事業者資料15ページの滞留長の検討についてです。現状でも環状4号線外回り方向の右折専用車線において、右折車は1回の青時間で処理できず溢れ、直進方向の処理能力が落ちてしまっているの、将来も同じ理由で処理能力が落ちることはないかを検討していただいていると思います。平均的な信号サイクルごとの右折台数で計算するのではなく、確率的に多くなったり少なくなったりすることによる影響も考慮すべきと思いますが、表2-9や表2-10の計算ではどのように対応されているのですか。

【東急建設㈱】 計算上では、交通量の到着係数を1.5として考慮しています。

【赤羽委員】 平均値に対して安全係数をかけて余裕を見ているということですね。

表2-9と表2-10で同じ方向でも将来と現況とで係数値が違うのは、1サイクルあたりの交通量が小さいほど確率変動が大きいいため、余裕を見ておかなければならないということでしょうか。

【東急建設㈱】 その通りです。

【赤羽委員】 事業者資料17ページに、「サイクル長を短くしても、歩行者の青時間は現況と同様に確保することができます。」と記載されていますが、左折専用車線の増設や舞岡上郷線の車線が増えても、現況の歩行者青時間で十分な時間と言えるのでしょうか。

【東急建設㈱】 拡幅される部分は、現状の歩行者信号の最小の青時間で渡れますので、これを確保すれば大丈夫です。

【赤羽委員】 わかりました。

【佐土原会長】 他に質問等ありませんので、事業者からの説明は以上とします。

エ 審議

【佐土原会長】 審議に入りますがご意見等ございますか。

それでは、赤羽委員からいただいた意見について、事務局から確認をお願いします。

【事務局】 確認させていただきます。

工事中の交差点需要率について、現状で方向によっては余裕があるので工夫できないか、という意見がありました。

交差点改良の実施時期と開発工事の時期との関係についてご質問があり、事業者から、なるべく早く実施したいが、警察との協議や土地の確保、工事計画の策定等があるため、現時点では決まっていない、との回答がありました。

右折レーンの滞留長に関する質問もあり、右折車の捌ける台数についてどのように考慮しているのかという質問があり、事業者から、安全係数1.5をかけて余裕を見ているとの回答がありました。

交差点改良に伴い、事業者は歩行者現示の設定は現在と同様の時間を取るという考えですが、車線の拡幅後も、歩行者の渡り切る時間は十分確保できるのかというご質問がありました。これについては事業者から、拡幅後の幅員を想定して計算しているという回答がありました。

以上です。

【佐土原会長】 ただいまのような確認でよろしいでしょうか。
それでは、事業者からの補足説明に関する審議はこれで終了とします。

オ 検討事項等一覧について事務局が説明した。

カ 審議

【佐土原会長】 ただいま説明いただきました検討事項等一覧について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

【後藤委員】 検討事項等一覧3ページの「地球環境への負荷の低減」で、「再生可能エネルギーの災害時利用や、医療施設や地域防災拠点等へのエネルギー確保についても検討すること。」とあります。これは平時だけでなく、災害時にも再生可能エネルギーが利用できるようにしてほしいということですか。

【事務局】 可能な限り再生可能エネルギー利用してほしいということですが、例えば、電気自動車の電気を家庭用電気機器に供給できるような体制を検討してほしいということですが。

【後藤委員】 表現が分かりにくい部分があります。医療施設や地域防災拠点等へのエネルギー確保とは、災害時か平時か、どちらの時にエネルギーを確保することなのでしょうか。

【事務局】 基本的には災害時ですが、平時でも利用できるようにと考えています。

【後藤委員】 この文章ではその意図が伝わりにくく、一般の方に誤解を生じさせる恐れがあります。

【事務局】 災害時だけではないと、わかるように修正します。

【佐土原会長】 後半の、医療施設や地域防災拠点等へのエネルギー確保というものに災害時というものがかかっているといけないという意味でしょうか。

再生可能エネルギーだけでは医療施設や地域防災拠点等へのエネルギー確保は十分ではないので、全体としては災害時に再生可能エネルギーを利用しつつ、さらに、医療や地域防災拠点等での自家発電なども含めた、エネルギー確保を検討するということだと思えます、

【後藤委員】 その点がきちんと、わかるようにしていただきたいと思えます。

【佐土原会長】 この文章については、検討してください。

【事務局】 答申案で、修正して提示します。

【水野委員】 検討事項等一覧2ページの「盛土造成による影響」の対応欄の中には液状化という言葉がありませんが、ここに書いてあることを行えば液状化対策にもなるという理解でよろしいのですか。地盤工学が専門の菊本委員にお尋ねしたほうがよいでしょうか。

【菊本委員】 含水比が高い軟弱な地盤で、粘土ではなく砂の場合に液状化が懸念されます。しかし、水をきちんと抜いて圧密沈下対策を行えば地盤を密に締めるということになり、圧密沈下も液状化も同時に対策していることになるので、特に明示は必要ないと思えます。

【水野委員】 わかりました。ただ、液状化対策という言葉があった方がよいかと思えますが。

【菊本委員】

この場所では液状化の懸念はないと考えています。

土地の履歴が河川などの場合は砂が堆積しており液状化しやすいのですが、ここは以前、水田として利用されていた履歴があり、水持ちが良い粘性土地盤です。液状化マップで「液状化する可能性がある」と指摘されている場所も一部に存在しますが、おそらく液状化はしないであろうと考えます。ただ、水田のあったところは粘性土で柔らかい地盤であり、盛土をした場合には圧密沈下する可能性があるため、あらかじめ沈下しないような対策はした方がよいと思います。

私は前回の審査会をやむなく欠席しましたが、事務局から事前に依頼を受けて、地盤工学の観点から見た事業計画への意見をとりまとめて発表していただきました。しかしながら、これに対して、環境保護団体のブログ等で、私が開発にお墨付きを与えたかのように誤った記述したり、私の意見を正しく理解せずに闇雲に反対意見を述べたりする方もいたようですので、ここで私が意見を出した経緯や詳しい考えをご説明したいと思います。

まず先日、私が出した意見は、事業者が提出した審査会での資料と、別途、私に直接、ご連絡いただいた「NPO法人ホテルのふるさと瀬上沢基金」の皆様から出された資料の両方を確認して示したものです。このNPOの方々には本日の傍聴席にもおられると思います。事業者からの資料だけで判断したわけではなく、反対意見を持ってらっしゃる方々から提示された資料や意見も考慮しました。私は地盤工学を専門としており、本審査委員会でも盛土の力学的安定性について意見を求められて回答することが多いですが、私自身は本事業を推進したいと思っているわけではなく、フェアな意見を自分なりに述べているつもりです。まず、このことについて、本日の傍聴者や市民、開発者も含めて皆様に正しくご理解いただきたいと思います。

次に、先日の私の意見の主旨についてです。どのような構造物も、想定した条件、災害等による外力に対して安全を保てるかどうかの設計をします。地盤構造物は想定した条件に対して、約3倍の安全率を見込んで、安定した状態を保てるように設計、施工します。東日本大震災のような規模の地震を想定しても、適切な調査、設計、施工が行われれば、新計画の開発面積や盛土高さをもって崩壊の懸念を強く指摘することはできません。東日本大震災の崩壊事例に照らし合わせても、新計画での造成はとりわけ大きな規模ではなく、適切な調査や設計、施工を行えば盛土の力学的安定性という観点では問題がないという私の見解です。

「上郷開発から緑地を守る署名の会」のブログでは、私がウェブサイトで掲げている研究方針を批判的に取り上げたりしながら、計画に反対する意見を述べられています。その中で、「液状化被害が発生した地域は埋立地や干拓地、旧河道など、昔の水部を埋めた場所であった。」といった他の専門家の意見を示しつつ批判を展開されています。しかし、先ほども申しあげたように、私からも当該地は水田として使われていた履歴があり、圧密沈下のおそれがあることを指摘しており、適切な調査を行い、必要な対策を行う重要性を強調しています。ただし、当該地は埋立地や干拓地、旧河道には該当せず、粘性土が堆積していると予想されるため、液状化が強く懸念される場所ではありません。東日本大震災で液状化被害を受けた場所は埋立地や干拓地、旧河道で、しかも埋め立てを

砂で行った場所、さらに未対策というように、液状化にとって最悪の条件が重なったところです。旧河道でも、きちんと締固め、施工管理や地盤改良をしているところは液状化していません。このような情報を地盤工学の観点から判断すれば、適切な調査、設計、施工が必要である、という指摘が妥当と考えますが、先にご紹介した環境保護の観点で開発に反対する方のブログでは、一方的に書かれていることを残念に思っています。

開発に反対する姿勢を示している「NPO法人ホテルのふるさと瀬上沢基金」も事業者も私の研究室に相談や説明に来られました。ご提示いただいた資料と事業計画から判断し、このNPO法人の方々には「当該事業で計画されている盛土のスペック自体に計画を中止させるような無謀さはなく、事業計画に反対するのであれば盛土の安定性に論点をすり替えず、本質的な環境保護の観点で訴えるのが筋ではないか。」とお話ししたところ、この点は納得していただいていたように思います。

私はホテルが生息する環境を保全する地域で育ちましたし、個人的には里山の保全も意義深いことと思いますが、本事業に関しては地盤の安定の観点から周辺住民の不安を煽り、反対行動を起こすことは正しいやり方ではなく、環境保護の観点で開発行為について議論したほうがよいのではと思います。

【津谷委員】 手続的なことで事務局に質問します。検討事項等一覧中の「環境に配慮すべき事項」について、審査会として市長に対して意見を出すということですが、条文上、市長が事業者に対して通知をするのは、手続の全部又は一部を再度行う必要があると認めるときです。「環境に配慮すべき事項」を事業者に示す条例上の根拠はどこにあるのですか。

【事務局】 このような事例は今回初めてですが、確かに、事業内容等修正届出書に対して市長から通知するのは、環境影響評価等の再実施が必要な場合のみです。審議に当たっては環境に配慮すべき事項として意見をいただいていますので、私どもとしては、条例第63条（指導及び助言）を利用して、何らかの形で事業者に伝えたいと考えています。

【津谷委員】 仮に、事業者が今回の内容に反するようなことを行った場合、条例第64条の「勧告」ができるのですか。

【事務局】 勧告については条件が限定されていますので、内容やそのときの事業者の対応状況等を踏まえ、判断していきたいと考えています。

【津谷委員】 検討事項等一覧1ページの「事業計画の修正が環境に及ぼす影響（審議中のものを除く）」の「修正届添付資料の内容は概ね妥当であり、環境保全措置を継続して遵守することにより、事業計画の修正が環境に著しい影響を及ぼすとは認められない。」について、審査会としてここまで言う必要があるのかと思います。「事業計画の修正によって、環境に及ぼす一定の影響があり、一定の対応を求める必要がある。」ということではいいのでしょうか。

【佐土原会長】 「事業計画の修正が環境に著しい影響を及ぼすとは認められない。」という表現は、環境影響評価等の再実施が必要ないということを前提として記述されているのでしょうか。

【事務局】 表現の仕方は特に決まっていません、今までの審議を踏まえた上での判断になると考えています。修正届を出す条件はかなり限定されていますが、環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがある場合に届出

が必要になります。今回も、搬入土がかなり増えたことでそういったおそれが懸念されたことから、修正届が出ています。よって、修正の影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあるかどうかは、再実施の判断の材料になります。

【津谷委員】 再度アセスを行うかどうかは市長の判断であり、審査会は環境に及ぼす影響について調査審議するのみなので、影響のあるなしだけ言えばよく、判断までは必要ないと思います。

【佐土原会長】 影響があるという表現が入ると、修正届が必要かどうかということにもなってきますか。

【事務局】 影響があると言われても、その大きさには程度があると思いますが、今までの審査の内容等を検討して結論を出すと思います。全く影響がないわけではないので、そのような表現が入っても可能だと思います。

【赤羽委員】 アセス再実施の判断の主な根拠は、修正により環境影響が増加するおそれがあるかないか、ではないかと理解しています。そこで、今議論しているところに、その表現を使用してはどうでしょうか。

【佐土原会長】 増加するかしないかははっきりした表現です。著しい影響があるかどうかについては、人によって理解が違います。増加するおそれは認められないという表現でいかがでしょうか。

【津谷委員】 増加するおそれがないとしてもよいのですか。ある一定の対応をすることを前提とすると、増加するおそれがないかもしれないということだと思います。

【事務局】 先ほどの交差点の審議でも、車線を追加しなければ影響が増加します。環境保全措置を継続して遵守することにより、増加するおそれがないという文章に繋がれると思います。

【赤羽委員】 交通処理について、事業者資料10ページの工事中の交差点需要率（平日）は前計画より影響は増えないものの、現況よりは交差点需要率が増加しています。検討事項等一覧では、神奈中車庫前交差点の交通処理は審議中となっていますが、環状4号公田流入部に左折車線を増設し、それを利用するような信号制御にすることで、基本的には適切と思います。加えて、事業者資料10ページに「工事用車両（通勤車両）の配分を検討していきます。」とあります。配分とは交通分野の独特な表現で、ここでは経路選択を意味すると考えられます。つまり、通勤車両ですから、問題となっている神奈中車庫前交差点を通らない通勤経路を工夫することによって、ピーク時の混雑を防ぐ選択肢も検討するとの提案と解されます。それを検討し可能ならば、対策を実施すべきだと思います。

答申にも、そのような表現を入れたほうがよいと思います。

【佐土原会長】 赤羽委員の意見を入れるということによろしいですか。

【後藤委員】 検討事項等一覧2ページの「1号調整池の自然再生利用」の「雨水調整池として安全な機能を確保しつつ、自然再生の視点で空間を活かすことを検討すること。」の空間とは、雨水調整池としての空間ですか。

【事務局】 そうです。雨水調整池については、その機能を適切に確保しつつ、生物多様性としての視点を取り入れた空間として整備してほしいということです。

【後藤委員】 検討事項等一覧2ページの「工事中の近傍の教育施設等への配慮」の「地域住民の相談や要望等に対応する仕組みや体制を構築し、十分な説明を行うこと。」は、地域住民の相談や要望等に対応するために十分な説

明を行い、仕組みや体制を構築するのではないのですか。

【事務局】 例えば、工事にあたって、工事車両がどのように通るか等の工事内容について住民に説明するということが一つあります。また、工事中も地域住民の相談や要望等に対応する仕組等を構築する、という2つの意味があると思います。

【後藤委員】 内容が正確に伝わるように工夫して下さい。

【事務局】 答申で修正したいと思います。

【菊本委員】 検討事項等一覧2ページ「盛土造成による影響」の対応欄の「締固め施工管理を守り施工すること。」を、「締固め施工管理基準を守り」もしくは「基準を守って施工管理を行う」に修正していただきたいと思いません。

【事務局】 承知しました。

【佐土原会長】 他になければ、審議内容について事務局から確認をお願いします。

【事務局】 検討事項等一覧3ページの「再生可能エネルギーの災害時利用や、医療施設や地域防災拠点等へのエネルギー確保についても検討すること。」については、災害時の再生可能エネルギーの利用も含めた形に、答申案の段階で、わかりやすいものに修正します。

検討事項等一覧2ページの「盛土造成による影響」で、液状化の視点が抜けているのではないかという意見がありましたが、液状化については重大な懸念はない、また、圧密沈下対策を適切に行うようにと、菊本委員から説明がありました。また、菊本委員から、前回御欠席時の際に、事務局から審査会に伝えさせていただいた盛土の意見について、改めて見解が示されました。

環境に配慮すべき事項を、事業者に対してどのように伝えるか、条文の確認がされました。

検討事項等一覧1ページの、「環境保全措置を継続して遵守することにより、事業計画の修正が環境に著しい影響を及ぼすとは認められない。」の表現について、「環境保全措置を継続して遵守することで、事業計画の修正により環境影響が増加するおそれはない。」と修正することになりました。

交通関係では、事業者資料10ページの「工事用車両(通勤車両)の分配」を経路選択と捉えて、答申に盛り込んでほしいとのことでした。

検討事項等一覧2ページの雨水調整池の「空間」という言葉の確認がありました。

検討事項等一覧2ページの「地域住民の相談や要望等に対応する仕組みや体制を構築し、十分な説明を行うこと。」の文章の修正についての指摘がありました。

【佐土原会長】 菊本委員が指摘された、検討事項等一覧2ページの、「盛土造成による影響」の対応欄の文章についても、修正をお願いします。修正後の表現については、菊本委員から確認をいただくということによろしいでしょうか。

【事務局】 承知しました。

【佐土原会長】 事務局からの確認については以上でよろしいでしょうか。

次回は、検討事項等一覧の審議を踏まえ、事務局から答申案を提出していただき、審議することとします。

(2) 株式会社NIPPO（仮称）横浜第2リサイクルセンター新設事業計画段階配慮書について

ア 配慮市長意見（案）について事務局が説明した。

イ 審議

【佐土原会長】 ただいまの市長意見（案）に対して、何かご質問やご意見はありますか。

【奥副会長】 資料1ページ（3）で、「近隣の住民や事業者」とありますが、ここで言う事業者とは「周辺の事業者」を意味するのか、それとも「がれき類等を搬入してくる事業者」を意味するのでしょうか。特にこの場合は、搬入してくる事業者に対しても、どのようなルートで来るのかということや、車両に伴う騒音といった点について、周辺への配慮を求めていくことが重要になると思います。この様なニュアンスが含まれていることが明確になる表現をしていただくと良いと思います。

【事務局】 当初は周辺事業者ということでイメージをしていましたが、委員のご指摘のとおり、搬入事業者に対しても配慮を求めるべきと考えていますので、そのような表現で修正します。

【奥副会長】 資料2ページ（13）の、4つ目の記載事項ですが、これを盛り込んでいただいたのは非常に良いと思います。ここで「作業員の粉じん等による被ばく」とありますが、これは「被ばく」という言葉が正しいのでしょうか。基本的には「ばく露」ではないかと思います。

【事務局】 表現を確認しまして、適切な表現で修正します。

【中村委員】 同じく（13）で、「作業工程の中で、粉じんや騒音、振動、悪臭等」とありますが、悪臭等のところに、アスファルト等から出る揮発性の化学物質についても入れた方が良くと思います。

【事務局】 アスファルト等から出る、いわゆるVOCのことだと思いますので、そのような内容として追加したいと思います。

【水野委員】 資料2ページ（9）のライフサイクルについて、市長意見（案）がないとのことですが、これは事業者の配慮内容で良いという意味でしょうか。それとも、やらなくても良いという意味でしょうか。

【事務局】 やらなくても良いという意味ではなく、追加の意見はないという意味です。既存の建築物を利用するということですので、その計画でやっていただきたいということです。

【水野委員】 そのことについては、市長は特に何も言わないということでしょうか。「その通りやってください」ということも言わないのでしょうか。

【事務局】 案では「なし」となっていますが、「計画のとおり進めてください」という趣旨を適切な言葉で表現したいと思います。

【佐土原会長】 他にご意見がないようですので、微修正等をしていただいて、最終的なものにしていただければと思います。

これで審議を終了とします。配慮書については、審査会からの答申はありませんが、事務局の方で審査会の意見を十分に踏まえた上で、市長意見の確定をお願いします。

【事務局】 承知しました。

資料

- ・(仮称) 上郷開発事業修正届添付資料に関する補足資料
- ・(仮称) 上郷開発計画事業計画等修正届に関する検討事項等一覧
- ・株式会社NIPPO (仮称) 横浜第2リサイクルセンター新設事業 計画段階配慮書に対する市長意見 (案)

※平成26年6月30日会長決裁の会議録から一部誤解を招く表現を訂正しています。
(平成26年7月7日会長決裁)